

## 宇都宮市中間前金払取扱要領

(趣 旨)

第1条 中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、受注者は、前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度（平成11年2月17日地方自治法施行令及び地方自治法施行規則一部改正）である。この要領は、本制度実施に係る事務取扱について必要な事項を定めるものである。

(中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金額が130万円を超える工事とし、経費の範囲は、次の要件のすべてに該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費とする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払と部分払の併用)

第3条 中間前金払の対象となる工事については、中間前金払を行った後であっても、宇都宮市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）別表に規定する回数まで部分払を行うことができるものとし、あらかじめ入札条件（様式1）において明示するものとする。

ただし、同一会計年度において、部分払を行った後は、中間前金払は行わないものとする。

(中間前払金の割合)

第4条 中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の10分の6を超えてはならないものとする。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の特例)

第5条 第2条に掲げる工事について、債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円を超える工事を対象とする。この場合においては、第2条第1項第1号及び第2号中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、同第3号中「請負代金の額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて準用するものとし、部分払を行った会計年度においては、中間前金払は行わないものとする。

なお、いずれかの会計年度における出来高予定額が130万円を超える工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができるものとする。

(中間前金払の認定)

第6条 中間前金払の認定の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事主管課長は、受注者から中間前払金認定請求書(様式3)の提出があつたときは、第2条第1項第1号から第3号に掲げる要件を全て満たしているかについて認定を行うものとする。なお、認定請求書には、契約書第12条に基づく工事履行報告書を添付させるものとする。

(2) 工事主管課長は、前号の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、契約書第12条の規定による工事履行報告書(以下「認定資料」という。)により行うことができるものとする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

(3) 工事主管課長は、前2号による認定の結果、妥当と認めるときは、中間前払金認定調書(様式4)を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部を保管するものとする。

(中間前払金の支払の請求)

第7条 受注者が中間前払金の支払を請求するにあつては、請求書に中間前払金に関する保証証書を添付させるものとする。なお、中間前払金認定調書については添付を要しない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の添付に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、本市が認めた措置を講ずることができる。この場合に

において、受注者は、当該保証証書を添付したものとみなす。

附 則

この要領は、平成16年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施工期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇都宮市中間前金払取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前までに締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 入 札 条 件

### 1. 中間前払金の請求

- (1) 請負代金額の10分の4以内の前払金に加え、工事の中間段階にさらに請負代金の10分の2以内を前払金として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 同一会計年度においては、部分払を受領した場合には、中間前払金を請求することはできない。

### 2. 部分払の請求

中間前払金を受領した場合であっても、宇都宮市建設工事請負契約書別表に規定する回数の部分払を請求することができる。

### 3. 中間前金払と部分払の併用

- (1) 請負代金額が130万円を超える工事（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円を超える工事）については、**中間前払金**を請求できるので、この場合は、**中間前払金**と部分払のいずれかを請求するものとする。

ただし、請負代金額が300万円未満の工事において前金払を受領した場合には、部分払を請求することはできない。

なお、**中間前払金**と部分払の請求については、必要なときにいずれかを選択して届け出るものとする。

- (2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高

予定額が130万円を超えることにより、**中間前払金**を請求できる工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、**中間前払金**は請求できないものとする。

様式2 削除

様式3

中間前払金認定請求書

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

受注者 住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

下記工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることの認定を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
請負代金額	円 (当該年度の支払限度額 円)
工期	令和 年 月 日から 年 月 日まで 当該年度の工期 令和 年 月 日から 年 月 日まで
摘要	

注 1 債務負担行為及び継続費に係る契約の場合は、請負代金額及び工期の欄に、請求しようとする年度に係るものを（ ）内に併せて記載すること。

